

初期普及段階における放送統制とラジオ論

津 金 澤 聰 廣

はじめに

二十世紀生まれのニュー・メディアの代表格はラジオとテレビである。とくにラジオは第一次世界大戦後に生まれ、第二次大戦を契機に著しい発達を遂げたニュー・メディアであり、しかも最初から「独占から出発」したマス・メディアであった。

1920（大正9）年にアメリカ合衆国のKDKA局（ピッツバーグ）が世界最初の放送局として発足して以来、翌年にフランスが、1922（大正11）年には、イギリス、スペイン、ベルギー、スイス各国で本放送が開始された。さらに、ドイツ（1923年）、イタリア（1924年）、とつづき、日本では、1925（大正14）3月に社団法人・東京放送局（JOAK）が仮放送を開始、7月より本放送開始となった。¹⁾

すなわち、ラジオ・メディアの出現は、主要国においては1920年代前半に集中しており、いわば世界同時的に、いずれも国家的期待と規制を背負いつつ出発している。

わが国では、1920年のアメリカ・KDKA局の発足以来、一般市民の間には「ラジオ熱」ブームがつくられつつあったが、一方、国家権力の側では、無線電信電話事業の政府専掌の原則を盾に、ラジオを嚴重な国家管理・統制下に置くべく周到な準備が続けられた。

出発当初からラジオほど国家権力から注視され、国家にとって重要な文明利

器として重視され、活用されたニュー・メディアはほかに見当らない。

ちょうど、東京放送局がラジオの試験放送を開始した直後に治安維持法が公布され（1925年4月22日）、衆議院議員選挙法改正公布（男子普選の実現）もされている。ラジオはそんな時代に生れ育った「独占から出発」したニュー・メディア事業であった。

本稿は、いわば国家統制の網の目にからめとられて出発したラジオが、人々にどう迎えられたか、あるいは、ラジオの出現やその実態に直面して、人々がそれにどう反応し、何を問題としたのかを明らかにしようと試みた。²⁾

とりわけ、ラジオの初期普及段階において、主に専門誌や総合雑誌に発表された論稿を手がかりに、当時の有識者層、主に社会学者やジャーナリストを中心とするそのラジオ論、ラジオ観の動向を探ってみたいと思う。³⁾

1

日本におけるマス・メディア統制法令の拡充過程をみてゆく場合、その立法化の動きには、時期的な特徴がある、と内川芳美は次のように分析している。⁴⁾

第1期：1923（大正12）年から昭和初年にかけての時期——「普選運動を突破口とする政治的『立憲化』要求を一方で受け入れつつも、他方で治安維持法の立法化によって、伝統的な絶対主義的政治体制の温存補強をはかろうとした時期」

第2期：1934（昭和9）年から1936（昭和11）年——満州事変以降の「ファシズム体制化の準備過程が進行した時期」

第3期：日中戦争（1937年）から太平洋戦争（1941年）まで——「ファシズム体制の確立期」

第4期：1941（昭和16）年から1943（昭和18）年——「太平洋戦争の開始により戦争のための組織化があらゆる領域にいて貫徹した時期」⁵⁾

本稿では、そのうち第1期と第2期が対象となるが、その放送統制法体系の拡充過程をまず概観しておこう。

放送（無線電信電話）は、無線電信法（1915年）による政府管掌事項であり、

同法にもとづく通信省令放送用私設無線電話規則（1923年）がその最初の規制立法として公布された。それによれば、放送の送・受信施設、放送事項は、通信大臣の厳重な監督、取締りの下に置かれるものとされていた。たとえば、放送内容は事前検閲となっており、各番組内容や概要を放送前日までに届出る方式であり、また、不適当な放送とみなされれば、いつでも放送禁止ないし中止が命令された。

ただし、わが国のマス・メディア統制の基調は、消極的な警察的取締りにあり、伝統的に内務省（警務局）が新聞、雑誌、出版、映画、レコードを、通信省（電務局）がラジオの検閲・取締りを管轄してきた。しかし、満州事変以降の戦争体制のなかで統制強化が進み、次々と取締り法が公布された。ラジオ放送関係の主なものだけでも次のようなものがある。⁶⁾

(1) 放送事項取締ニ関スル件（通達・大正14年5月）

これは電務局長から東京、大阪、名古屋各通信局長にあてた通達で、たとえば、放送禁止事項として、次のような条項をあげている。すなわち、(イ)安寧秩序ヲ害シ又ハ風俗ヲ紊ス事項、(ロ)外交又ハ軍事ノ機密ニ関スル事項、をはじめ、(ハ)検事其ノ他主管ノ官憲ニ於テ新聞紙又ハ出版物ニ掲載又ハ出版ヲ禁止シ又ハ制限シタル旨該官憲ヨリ通知ヲ受ケタル事項」等々である。こうした放送禁止事項は年々強化、拡大されていった。

(2) 放送事項取締りに関する通信・内務両省間の調整（大正14年6月）

(3) ラジオドラマの取締りについて（通達・大正14年10月）

(4) 外国人の放送出演について（通達・大正14年10月）

(5) 米穀高放送禁止について（通達・大正14年10月）

(6) 放送事項の制限について（通達・大正14年12月）

(7) 講演放送の取締りについて（通達・大正15年9月）

(8) 放送監視要領について（通達・大正15年12月）

(9) 劇場中継放送の取締りについて（通達・大正15年12月）

(10) 政治ニュース放送等に関する取締りについて（通達・昭和3年1月）

- (11) 放送取締りに関する通報取扱い措置について（通達・昭和3年7月）
- (12) 大演習・観兵式等の中継放送に関する措置（通達・昭和3年12月）
- (13) 放送時間・ニュース内容等の監督について（通達・昭和4年10月）
- (14) 講演放送に関する取締りにについて（通達・昭和5年9月）
- (15) 詔書勅語に関する放送の取締りにについて（通達・昭和7年1月）
- (16) 放送出演者の人選について（通達・昭和7年1月）
- (17) 時局ニュースの取締りにについて（通達・昭和7年3月）
- (18) 思想関係事項の放送取締りにについて（通達・昭和8年9月）
- (19) 左翼劇団の放送出演取締りにについて（通達・昭和8年11月）
- (20) 短波国際放送の取締りにについて（通達・昭和9年9月）
- (21) 放送状況の監視強化について（通達・昭和10年8月）

マス・メディアとしてのラジオは、出発当初から政府専掌という一元的な国家管理・統制の下に置かれていたが、形式的には、通信官僚による検閲取締りを軸とする「天皇制的擬似『中立性』」⁷⁾を装うことで消極的取締りの形をとった。

しかし、この消極的取締りも満州事変の衝撃から崩れはじめ、次第に国論の指導・操作のための積極的な「情報・宣伝」政策との癒着を強めた。高木教典らが既に指摘したように、⁸⁾それまでラジオ放送は、いわゆる「政治放送」を避け、なるべく「政治」の分野にはかかわらないことをひとつの基本方針としていた。初期から要望の多かった「議会中継」も行なわれず、直接的な政治過程への介入は極力抑制されていたが、これも裏返してみれば、その本音は、反政府の言論や言辞の統制・禁止にあったのではないか。

たとえば、1926(大正15)年12月、社団法人・日本放送協会設立後間もなく、通信当局は、NHK 支部理事長に対し、「講演放送の内容中、政治的色彩を帯びたものがあり、また広告放送に類するものが見受けられる。これに対し、発言または放送中止の措置を取っていない事実があるのは遺憾であるから、今後充分注意されたい」と通達し、講演原稿の事前提出を命じている。⁹⁾（前掲大正15

年12月「放送監視要領について」) その後の、先にあげた各種の通達等の内容を見ると、政治または選挙に関するニュースの取締りに対する注意にしても、講演者の人物、内容に関する特別注意や事前届出制にしても、いずれもその反政府的、反体制的言論・表現の禁止に、その主眼があったことは明らかである。

満州事変が始まった頃、「事変に対する国論」が一致しなかったため、当時のNHK 中山竜次は、通信省電務局長畠山敏行、陸軍省調査班長長泰中将、外務省情報部長白鳥敏夫の三者会談を行ない、従来の慣例を破って「政治放送」と現役軍人の放送起用の実施に大きく踏み出した。¹⁰⁾

すなわち、NHK は「ラジオの全機能を動員して、生命線満蒙の認識を徹底させ、外には正義に立つ日本の国策を明示し、内には国民の覚悟と奮起とを促して、世論の方向を指示するに務める」ことを編成方針として、時局関係の講演、講座、実況中継を重点的に編成している。¹¹⁾

ちなみに、1931(昭和6)年9月以降12月までの時局関係番組の一覧表¹²⁾をみると、事変関係番組は、一般講演から国際関係の番組ばかりでなく、慰安番組から婦人番組、子ども対象の番組にまで及び、実に、112本を数える。(1931年9月から翌年10月までの間には280本に達した。)

そのうち、「京阪神三都市空中攻防戦実況」など「実況中継」は計9本、「慰安番組」は、「伊藤痴遊・『時事講演』満蒙事変の根元」はじめ計13本、「婦人家庭番組」が「山田わか・満州事変の犠牲者」など8本、「子ども番組」では「武勇童話・夏服将校」「お話・陸軍の組織に就て」など6本、「国際番組」15本、「一般講演・講座」計61本となっている。

とりわけ、「一般講演・講座」では陸軍軍人の登壇が目立ち、たとえば、参謀本部第一部長陸軍少将・建川美次「中村大尉及井杉曹長を憶ふ」とか、帝国在郷軍人会副会長陸軍中将・中野直枝「重大なる時局と護国の神霊」、軍務局長陸軍中将・小磯国昭「満蒙問題の重要性に就て」など、陸軍関係者が講演・講座の三分の一を占めている。

まさに、ラジオは徹底した国策メディアとしての機能を発揮し始め、政府もまた、事変関係を中心に軍事機密保護のためとして、軍事に関しては、軍部の

発表以外の報道を全面禁止した。また、思想関係の規制強化についても、さきにあげた通信省の通達類に明らかであろう。

当時の日本放送協会が、軍の「情報宣伝」政策に如何に有効に貢献したかについては、関東軍から岩原謙二・日本放送協会々長宛に寄せられた感謝状に如実に示されている。

「
感謝状

満州事変勃発スルヤ貴協会ハ直チニ軍ノ要請ニ応シ奮テ多数ノ従業員ヲ派遣シ損耗甚シキ奉天無線台及放送局ノ急速ナル復活整備ニ力を盡シ以テ無線放送ニ依ル我軍事行動ノ速報並ニ宣伝ニ寄与セル所甚タ多シ爾来二オノ久シキニ亘リ能ク軍ノ要望ヲ容レ或ハ満州特ニ我派遣軍ノ実情ヲ内地一般民衆ニ伝達シテ我満蒙経営ニ関スル国論ノ統一ニ資シ或ハ内地ノ情况ヲ直接満州ニ放送シテ駐屯将士並ニ一般同胞ヲ慰藉シ或ハ時ニ対米中継放送ニ依リ現下世界耳目ノ焦点タル満蒙ノ真相ヲ広く紹介シテ其認識ヲ是正スル等貴協会並派遣従業員ノ我国策遂行ニ貢献セルモノ洵ニ大ナリ

軍ハココニ其功績ヲ認メ厚ク感謝ノ意ヲ表ス

昭和8年8月31日 関東軍参謀長 小磯国昭

日本放送協会々長 岩原謙二殿

」¹³⁾

その後、満州事変から2・26事件（1936年）を経て日中戦争（1937年）に至るファシズム体制化の準備過程の時期には、ラジオ統制も含むマス・メディア統制は、すでに指摘されているように、まさに巧妙な「同調の支配」government by conformity の確立過程として進行してゆく。つまり、一方では消極的統制としての検閲取締りの稠密化、そして他方では、積極的な情報宣伝活動propaganda が活発化し、それらを担当する国家情報機関の統合化が進展した結果、1936（昭和11）年7月には、「内閣情報委員会」¹⁴⁾ の設立をみるのである。

こうしたラジオ統制体制の確立過程のなかで、ひとびとは——ここでは主に知識人層——はラジオをどう迎え、ラジオ・メディアの現状をどう観ていた

か、が次の問題である。

2

ラジオ放送が始った直後、当時中山太陽堂のPR誌として発行されていた総合文芸月刊誌『女性』（大阪・プラトン社刊）は1925年5月号で、いち早く「レヂオの時代」を特集していて注目される。久米正雄「空中法悦」、杉村広太郎（『東京朝日』記者）「ラヂオと新聞紙」、水島爾保布「ラヂオを嗤ふ」、山田耕作「ラヂオ放送雑感」などである。これらは総合・文芸雑誌の中でも最も早く、ラジオの登場について論じた本格的論評として特筆されよう。

しかも、それぞれが、当時の知識人層にみられるラジオ観ないし、ラジオに対する問題提起を代弁するもの、と読むことができる。

第一に、久米正雄「空中法悦」は、鎌倉に移った久米が、地元の店にすすめられてラジオ受信機を設置する話であるが、受信機器の性能も悪く、取付けの技手も未熟なため失敗のくり返しで、なかなか予定通りに進まぬいらだちを表現している。はじめは、冷かし半分に注文してみたものの、設置工事の失敗の度に次第にラジオを聴きたいという欲求が高まってくる。やっと完成した時のうれしさを次のように書いている。

「……レシーバーを頭から被って、両耳を^{おお}蔽っていた技手が、大きな声で、『あ！聞こえました』といいざま、向うの波長と同調するために、コンデンサーを頻りに回した。すると彼の耳の処にある、受話器から果して、放送局のアナウンサーの声が、傍にいる人たちにまで聞えてきた。

『大丈夫です。やっと聞えてきました。さァ、是をあてて御覧なさい』そういわれて、受信器を耳へ当てると、いきなり耳が響く位、高いソプラノが澄んだまま響いてきた。確かに聞き馴れた早川美奈子さんの声だ！……。

其の時の嬉しさ、一種の興奮は、前の失敗が長かっただけに、真に、天にも昇る気がした。全く其の時ばかりは、幾ら私が新奇好きだの、流行物をすぐ用いるオッチョコチョイだのと、非難されても何といわれても、何ものに

も代え難い嬉しさだった。」

当時の一般市民の『ラジオ熱』と相通ずる素朴な「肉声の機械化」へのよるこびや好奇心が卒直に語られていよう。さらに、近代文明の一大光輝であるラジオの不思議さ、「宇宙の神秘」について次のように書いた。

何にせよ、はれ渡った宵の空の、夕栄に光っている蒼深い中に、織く微妙な撓みを持って、張られている空中線を仰ぎ、それを通じて目に見えぬ電波が、無限に拡がり伝わってくるのを思うと、全く、神秘的な気持がする。¹⁵⁾
(引用者註：引用は現代かなづかいに改めた)

今日からみると、やや大げさな表現ともみえるが、ラジオから肉声や音楽が聞こえるということ自体「何だか宇宙を圧搾して吾物にしたような気分」だといいい、電波というものへの驚きやその「神秘的な気持」が当時の多くの人々に共有されていた事実を推測させる。

第二の、杉村広太郎「ラヂオと新聞紙」は、ニュー・メディアであるラジオの登場に対して、旧メディアの側がどう対応すべきか、ラジオの影響はどのようなものか、等についてのメディア間競争の自己点検である。強力な新メディアとしてラジオの流行やニュース放送の速報性、広域性に対しては、新聞社関係者が以前から警戒し、脅威を感じていた問題であった。

杉村は、活動写真が盛んになった時も新聞紙への影響が懸念されたが、その領分が侵食されたわけではなく、ラジオに対しても、これと似た結果になるのではないかと次の4点を強調している。

(1) ニュース収集力において、新聞社は放送局に優れている。また、当初は、東京でも大阪でも新聞社が放送局の主要な組織の一部として発足しているの(注：三局併立時期)「新聞紙に不利となるべき放送を新聞社で行う気づかいはない。」

(2) 新聞読者は必ずしも、ニュースばかりで新聞を読んでいるのではなく、

大多数は小説で読み、文芸欄、家庭欄、講談で読む。だから新聞紙がニュースの全部をラジオに譲り渡しても「世人が想像するほどに多数の読者を取られてしまいはいない。」

(3) 目で見ると、耳で聞くのとは、互いに相異なる便利と興味とをもってゐる。便利という点では、1時間の演説放送も、新聞紙面では10分か20分で読めるし、新聞紙はどこでももって行って読める。両者のそれぞれの特色がある。

(4) 放送のニュースは種類にも限りがあり、さらに長さにも制限がある。いわゆる露出事件に限られがちで、それも新聞紙のような詳細な長いものは送れない。それゆえ、読者心理の一般原則として、「ラジオで放送されたニュースほど、尚々今一度新聞紙の上で読んでみたくなるものである。」¹⁶⁾

すなわち、新聞メディアの優位点として、情報収集力、新聞情報の多様性、多角性、メディアとしての自在性、移動可能性、メッセージ解読上の時間的制約からの自由、あるいは紙面の解説性、情報の確認や保存上の有利などがあげられている。

これらの諸特長や諸機能は、その後ラジオとの競争的共存に至る過程で両者互いに競い合い、工夫しあう形で発揮され、新聞にとっては、活字メディアとしての自己確認ともなった。

第三の水島爾保布「ラヂオを嗤ふ」は、一般に高まりをみせていた「ラジオ熱」に対して一歩距離を置き、むしろ冷笑ないし批判的な態度を表明している。少くとも、現行のラジオ・ファンは何でも「アメリカじゃァ……」という前提さえ伴いさえすれば、「いかな茶ラッポコなものでも、一ぱし文化価値を持つ」といった社会意識や風潮がある、という。

水島は、いわばアメリカ流の文化生活への模倣意識の流行への強い反発があり、それがひいては「形そのものからして人を軽蔑している拡声器」やら、内的必要から起ったのではないラジオ・ファンの熱狂ぶりを嘲笑するのである。

「で、月二円である。で機械が八十円から百二十円である。で架設費用が三十円である。安い高いは文明そのもの文化そのものの問題じゃないとしても、

今のところ他所様より一日早く嘘を聞く——天気予報で——以上、大して身にも皮にもならない、雑音を伴奏にした下手な音楽の仕送りを受けてるんじゃないがアリカニズム愈々出でて愈々……である。」¹⁷⁾

いわゆる『ラジオ熱』に対するこの種の冷笑ないし皮肉な観察は、当時の知識人層に根強くあったラジオの国家管理・統制への警戒感ともひそかに結びついた面も伺われるが、論壇に現われるラジオ論の多くは、この種の大衆文化批判というスタイルをとっている。

第四の山田耕作「ラヂオ放送雑感」には、新しい音の文化の出現に対する音の専門家たる音楽家の側からの反応と期待が寄せられている。

この新しい音の使いが、日本の洋楽界に、果してどのような影響を及ぼすであろうか。ある演奏家は、我々から演奏会を奪い取り、我々の生活を脅かすに至るであろうといい、ある蓄音器商は、我々の販路を塞いでしまうかも知れないと怖れている。

しかし、山田耕作はその点については楽観的である。少なくとも、現在の日本では、洋楽に対する食わず嫌いの人が多いが、ラジオの洋楽放送を通じて、彼らは知らぬ間に洋楽に親しみ、やがてラジオを通しての音楽通となるかも知れない。

「従ってラジオは、洋楽界に新しい好楽の士をもたらしこそすれ、決して洋楽の発達を阻害するようなことはしまい。洋楽宣伝の実務に無償でついてくれる義勇兵である。〈中略〉ラジオの隆盛は直ちに楽界の隆盛を促すことになる。それ故、楽人は安心して放送してよいのである。そしてよき放送を一回でも多くすることは、未知の友を楽界に招き寄せることとなるのだ。結局、人はナマでなければおさまらないものである故」¹⁸⁾（引用者註：引用はすべて現代表記を用いた）

こと音楽放送の分野に関する限り、山田の楽観論は卓見であり、ラジオ、テ

レビでの音楽放送の発展と音楽界や音楽水準の向上は深い関連があるといわねばならない。

山田はさらに、放送には時の制限があり、ラジオはレコードよりも遥かに貴族的であるとしている。これに対し、レコードは音の缶詰であり、必要に応じていつでも楽しみ得るのである。従って蓄音器商も安心してよいし、演奏会、レコード、ラジオ、それぞれは各々異った美点をもち、相互相利するものだ、という。今日のように、高性能の録音装置や機器が未発達段階では、山田の樂觀論は現実的なものであった。

『女性』のラジオ特集につづいて、『中央公論』1925（大正14）年10月号に「マイクロフォンの前に立ちて」という特集が組まれた。久米正雄「放送雑感」、馬場孤蝶「両都放送所感」、宇野浩二「処女講演」、久保田万太郎「マイクロフォンのまへで」、高浜虚子「放送を終へて」、長田幹彦「ラディオ・ドラマの価値」、近松秋江「放送機の前に立ちて」、小山内薫「放送巡業」などで、いわば有名作家の初放送体験談である。いずれも共通して、新しい文明利器を前にしての、ある種の興奮やとまどいやらを表明している。

『中央公論』の翌11月号では、今度は聴く側から「受話器を耳にして」の特集を企画し、有名人たちの感想を求めている。

萩原朔太郎「ラヂオ漫談」、吉井勇「ラヂオ雑記」、田辺尚雄「ラヂオの前に立ちて」、岡本一平「ラヂオ雑感」、長田秀雄「受話器を耳にして」、三宅周太郎「ラヂオの感一二」、水島爾保布「竹竿の都を瞰下して」等である。

それぞれ若干の表現のちがいはみられるものの、一応は新メディアへのなじみ切れぬ対応を示しながら、一般庶民とも共有する好奇心ものぞかせている。ラジオに対する反発は新奇な文明的事物へのとまどいとも重なっており、それらは理論的批判とかラジオ状況への現実的懸念とはかけ離れている。

この点に関していえば、新しい騒音としてのその無遠慮な音の文化のまき散らし方への批判を貫ぬき、拒否し続けた永井荷風ら¹⁹⁾と比較して、徹底を欠いており、単に一時的反発の域を出ていない。特徴的なことは、先にふれたように、国家権力によるラジオ媒体の重視、ラジオの影響力への強い関心とひきか

え、聴く側の知識人層、とりわけ有名人層は、ラジオの発足の客観的状况にほとんど無関心に近い対応を示していることが注目される。せいぜい新奇な文明利器といった認識で、それに浮かれる大衆の「ラジオ」熱を冷笑するという一面的反応で、社会的潜勢力としての危険性やその可能性について発言する論者はごく少数であったといえる。

すなわち、ラジオ発足当初における最初の受け手側からの本格的文明批評は、室伏高信「ラヂオ文明の原理」（『改造』1925年7月号）である。送り手側からのラジオ文明論は、初代東京放送局総裁の後藤新平の開局記念演説²⁰に代表されよう。そこでは、すでに放送が「現代における科学文明の一大光輝であり、これを精妙に活用することは、今後の国家・社会に新たな重大価値を加え、民衆生活の枢機を握る」ものだとの基本認識に立って、その放送政策や「文化事業の倫理性」が強調されている。ただし、後藤新平のラジオ文明論の文脈には、ジャーナリズムとしてのラジオの社会的機能の視角は欠落している。

室伏の論旨は、ラジオ（無線）は本質的にコレクティビズム（集団主義）を代表し、命令的で独裁的である、とみる。マス・コミュニケーションとしての一方交通性、画一化及びその階級性がはらむ内在的な論理についての文明論的警告と読むこともできる。

「ラヂオの前には、すべての人びとは聴き手である。大衆は聴き手である。個人個人としての聴き手ではない。演説会場における聴き手のごとくに、一団としての聴き手である。しかもその聴き手はいつにても脱退することのできる任意的聴き手ではない。ナポレオンの命令を奉ずるところのフランス軍隊のごとくに、聴従か自滅かの一つを選ばなければならないところの聴き手なのである。彼には選択のひとつの権利もなく、彼には抗弁のひとつの機会もない。唯々諾々として、ラヂオの放つところの一日の声を神の声として、いちいち耳を傾けなければならないのである。」

つまりは、「支配階級の弁護者が一切を語り、農民とプロレタリアとは一切の

ものに耳を傾けなくてはならぬ」のであり、「凡ての支配階級はラジオを支配し、それによって思想を支配することが可能である。」

しかも、「ニッチェが罵りて『新聞文化』と呼びなしたところのものは、更に益々低下して新しい『ラジオ文化』なるものがとって代るのである。俗悪、低調、煽動、要するに三行評論的なものが、時代の生ける力であり、指導であり、原理であり、文化であるのである。」と、「世界のラジオ化」「人間のラジオ化」「凡てのもののラジオ化」を根底から批判している。²¹⁾

室伏は、ラジオの送り手側が一方では強力な統制力を駆使しつつ、他方では大衆の無害な娯楽欲求に追従する形で専ら「慰安番組」の開発重点策がとられているとみるのである。

3

1920年代後半から1930年代にかけての時期は、世界的規模でコミュニケーション技術が飛躍的に発達し、いわば世界同時的に急速に交通・通信網が拡充され、発展した時期にあたる。

加藤秀俊によれば、この交通および通信技術の革新は、これまでの「時間と空間の圧縮」という点で、まさに革命的なものであり、物流・人流・情報流の高速化、地域的ひろがりの拡大は従来と比べ幾何級数的な上昇を示している。²²⁾

わが国の場合、たとえば、1928年に日本航空輸送(株)が設立されるに及んで飛行機輸送も本格化する。航空事業の発達の背景には、列強それぞれの軍事的利害と結びついた飛行機の国産化とその高性能化競争があるのだが、その飛行機時代の萌芽がこの時期にみられる。また、都市交通の技術革新も著しく、さらに1930年10月には、特急「燕」がはじめて東海道線を走り、従来の東京・大阪間の所要時間10時間を8時間20分に短縮した。これらはいわばスピード時代に突入したことを象徴するできごとだった。

通信の領域でのスピード化は、一層飛躍的であり、とりわけ、ラジオ放送の普及、発達のスピードは驚異的な数字を示している。

東京放送局の発足時における受信契約者は約5千だったが、翌年(1926年8

月)、社団法人・日本放送協会が設立された時点では、受信契約数は約33万8千となった。東京、大阪、名古屋のほか札幌、熊本、仙台、広島など主要都市に放送局がつくられた1928年には、56万となり、さらに1931年には100万に達した。そして1933年に受信契約数170万突破、1935年には240万を越え、その2年後の日中戦争開始の年には350万を突破するという普及ぶりであった。

全国中継連絡放送網がほぼ完成した1928（昭和3）年11月には、前年の大正天皇葬儀の中継放送につづいて、より大規模に、昭和天皇「御大典儀式」全国中継放送（実現は許されず、アナウンサーは幕のうしろで予定原稿を朗読）²³⁾が放送された。いわば、国家的大事業ないし事件として中継放送を綿密に企画、統制することで、一方では民衆の関心をひとつの注意に凝集させることに成功し、他方では、国家的統合意識を電波の威力でつくりあげることともなったのである。

つまり、瞬時にして全土をおおう電波網の活用によって、はじめて「全国」意識をつくり出し、ラジオは全国的「文化」形成の媒介機能を果たした、といえる。

その後、全国中継放送は様々な形で様々な機会をとらえ企画され、全国意識、国家意識の形成がはかられたが、なかでも「ラジオ体操」の全国放送は日本独特の組織化の成功例として注目された。これは、1928年に大阪のBKと東京のAK局それぞれ別箇の企画として生まれ、翌年2月から全国放送となったもので、その後、全国各地の学校や地域社会に「ラジオ体操の会」が組織され、多くの人々が号令（はじめは江木理一アナウンサー）にあわせて早朝の体操に参加した。²⁴⁾

ともかく、「何百万もの人間が、日本列島のいたるところで、同時に、同一の情報にたいして、同一の行動をもって反応した、という風景じたいが、ラジオというあたらしい媒体の機能を象徴」²⁵⁾するものであった。

こうした送り手側および権力側にみられるラジオの威力、その強力な潜在力に対する認識に対して、当時の知識人層はどのような反応を示していたのか。

ラジオ発足当初には総合雑誌の論壇でも、その「ラジオ熱」ブームをめぐる

て話題となっていたが、その後しばらくは、その種の論壇で積極的にラジオ問題がとりあげられた形跡に乏しい。これはラジオ出現の華々しさに比べ、意外なほどである。わずかに、日本放送協会刊の専門誌上において、関係者を中心とした議論がみられる。

そうした議論の参加者のうち、執筆者の中では、社会学者やその周辺の人が多いこともひとつの目立った傾向である。

しかも、これら社会学者に共通してみられるラジオ観ないしラジオ分析の視角は、がんじがらめの形で出発した放送法制や、ラジオ政策およびその統制の実態には全くふれることなく、主に文化現象としてのラジオ機能の形式的側面に焦点を置いて、社会学的考察を試みている点であろう。少なくとも、国策メディアとしての側面が抱える現状の矛盾にはほとんど関心を示すことなく、あるいは矛盾や危険性を感じながらも、あえて無関心を装いつつ、いわば「形式社会学的」にラジオ論を展開している。

たとえば、石島治志「ラヂオ社会学私稿」²⁶⁾は、社会学の見地からラジオの文化理論の構成の必要を提唱した比較的早い時期の論稿である。石川によれば、目的意識的利用の立場から成立し得る理論は、ラジオの機能を手段として、いかに利用するかという、利用に関するテクニカルな理論、または「国家とラヂオの使命」といった形にとどまる。

しかし、ラジオ文化の近代文化における地位と性格（その資本主義的特性も含めて）を認識するためには、その文化の概念、本質から文化の発達およびその方向について問い直さねばならない。また、ラジオがつくり出す現象形態はまさに文化的社会的なものであるゆえに、ラジオ文化の社会学的見方が成立するのである、としている。

他の重要課題として、視覚との対比において、聴覚の実験心理学的研究の必要性にも注目している。

1. ラジオで不断に聴覚を刺激することは、人間に（または幾世代かの後に）どんな機能変化をもたらすか。
2. 電波に移された肉声の機械化は、肉声オリジナルに比べ、印象的に何バ

ーセントの迫力を増減するものなのか。

つまり、聴覚に訴える技巧の発達によって、今後の人間生活は変質が予想されるが、人間の抵抗力あるいは順応力はどの程度のものなのか、の検討も必要となろうという。

石島によれば、ラジオが文化的産物であることと、文化機関であることとは、厳密に区別して考えられており、後者については、その機関を動かす人々の人間的要素を含めて、その社会的機能の内容と効果の如何が観察の対象となる。ここでは、ラジオ社会学とは、まず、ラジオ出現の文化発達の現段階の意義および、文化機関として、それがもたらす文化現象についての社会学的考察の意味である。

ラジオ出現の意義は、現代の資本主義的機械文化、物質文化の当然の帰結としての官能文化の出現である。その機械的機能の特色は、キネマの大衆化、ラジオの大衆性に表徴されている。この大衆性が「都市社会における極端なる官能主義、即ち、刹那主義、今日主義の心理現象の横溢と、農村社会の極端なる都会模倣である。」その責めは、ラジオ、キネマのみに帰すべきでない。根本的には資本主義的物質文化の矛盾ないし、その文化的過渡期の動揺がその責を負うべきであり、ラジオ、キネマは官能文化の手段としての文化機関にすぎない、とする。²⁷⁾

この文脈での考察は、いわゆる「エロ・グロ・ナンセンス」風俗に対するマルクス主義の側からの公式的批判と共通する代表的論稿のひとつといえる。

石島はさらに、ラジオという文化機関を動かす人間的要素に注目している。

「放送に関与する人々の識見、理想ないし熱意等々は何よりも重要な問題であって、この近代的文化機関の生殺も、又その文化現象の生滅も、すべて之に懸かること言うまでもない。」

一見抽象的な指摘だが、見方によれば当時としては、かなり痛烈な放送局批判とも読める。石島は、ラジオ文化現象として、新聞と同様に、ラジオもまた「現実問題に対する心的接触の相互的現存意識の成立」というタルドのいう「公衆」を成立させているとみる。そして、どのような放送が、どのような公衆を

成立させるか、といったラジオと公衆との関係、ラジオと世論との関係の考察もラジオ社会学の重要な分野になろうと述べている。

ラジオのもたらす文化現象として、もうひとつ、その文化的同質化作用があげられるが、その地域的特性や伝統的文化の解消、全体としての渾一化には反対の意向を表明している。

「社会結合において地縁社会或は^{デマインシェフ}共同社会が強固であるは、亦この地域的郷土文化がその紐帯をなすがためである。文化の全国的渾一化は、この地域的郷土文化を解消せしめる。これは教育上、環境を失わしめ、他方、強固なる社会を崩壊せしめるに立ち至るであろう。」²⁸⁾

放送におけるローカリティの尊重、文化的同質化がもたらす矛盾については、マス・コミュニケーションのもたらす「中央（集権）文化」と「地域文化」の問題として、今日なお根強く尾を引いている問題である。

小山栄三「ラヂオの特異性と社会的機能」²⁹⁾は、本格的なラジオについての形式社会学的論及といえよう。まず、ラジオは「もっと早く！もっと広く！を欲している近代人の感覚、スピードアップを最高度に象徴」している電波通信装置としてとらえる。ラジオは、電波伝播の同時性 Synchronisation と同所性 Synlocalisation（あるいは、瞬速性と普遍性）を利用して「極度の時間・空間の短縮又は克服の最高度の文化的手段」である、としている。

そして、ラジオの特異性を主に新聞と比較して、次のように整理、要約している。³⁰⁾

- | | |
|--------------------|-----------|
| (1) 電波による音響の機械的再生 | } 技術関係 |
| (2) 同時性（又は瞬速性） | |
| (3) 公開性（誰でも聞きうること） | } 電波自体の機能 |
| (4) 普遍性（又は散布性） | |
| (5) 定期性（定期的放送） | } 発表の形式 |

- | | | |
|----------------|---|------|
| (6) 多様性 | } | 内容関係 |
| (7) 関心の一般性 | | |
| (8) 現実性 | | |
| (9) 放送の官営又は企業化 | | |

ラジオはブュッヒヤーの用語によれば、直接的（官覚的）であり、印象的、直覚的であり、最も力強い作用をもつのはその記号によらず直接耳に訴える口頭言語だからである。また、ラジオは公開的であり（新聞は一枚を同時に二人以上の人が読むことができない点で閉鎖的）、同時に多数の人が聴くことができる。社会学でいう「もまた」という共同（擬似）意識の成立がある。この公開性の濫用が、いわゆる「社会問題としての隣のラジオ」といった騒音取締りやラジオ制限論をひきおこしている、という。

ラジオはさらに、社会意識の表現手段であり、その大衆性または公示性により「社会過程として生活に組織を与えるプロパガンダ的機能」をもつ、という。従って「ラヂオの放送自由に対する政府当局の監督制限及びラヂオに対する世人の批難若しくは利用は、全くこのラヂオに内在しているプロパガンダ性に依るものなのである」³¹⁾ と、その本質にふれている。

松本潤一郎も、ラジオのもたらす社会的作用について、その「ラジオ的交通」³²⁾の特徴を、放送者と聴取者との関係において成り立つ対人作用「ラジオ的社会関係」と、そうした要素的作用が生起させる全社会的結果、ある社会的作用について注目している。ただし、その論及は、「放送が対個人的であるのみならず、一方的作用である」といったレベルにとどまり、一般的に指摘されている社会意識の等質化、同化の傾向への着目、ギディングスのいう「同類の意識」による社会結合の強化への期待が述べられている。

さらに松本には「——社会学的観点よりする——放送事業とその将来」という論稿がある。ものものしい題目であるが、要するに、放送事業のこれからの任務は「娯楽提供と常識伝達及びニュース拡布」ということに要約され、社会学的観点なるものは、何ら説明されていない。

「つまり放送事業は——少なくとも今日の処では——音響に関係を持つ文化

内容を社会人に広く享樂せしめ（文化の提供である）、次に音響就中口語を通して既存の、そして又新たなる発明であるところの諸文化内容（これは決して音響に結びついたものに限ってはおらぬ。科学の理論も、生活様式も、政治経済諸制度も）を社会一般に告知し（文化の伝達である）、第三に、やはり口語を通して、日々に変化する社会的文化の状態の緊急な問題についての報知をなす（文化に関する警報である）のである。」³³⁾

4

検閲の結果であり、かつそれへの抗議もこめて、総合雑誌の誌面には「××の××を初め、首相の宣言云々」とか「××的労働組合」などといった伏字が多くみられるようになった頃、珍しく正面切ったラジオ批判が現われた。村山知義「ラヂオ戦術——時代探訪(3)——」（『中央公論』1931年6月号）がそれである。

「——ありやァ、野球の中継を聞くときにしきゃ役に立たねえ——
——下らねえお説教なんかやってやがらァ。縁のねえ代物だよ——

もし我々がラヂオについて、この位の関心しか持っていなかったとしたら、飛んでもない事だ。しかし、実際の所、飛んでもない事になっているではあるまいか。我々は確かに殆んどラヂオに関心を持っていない。この我々の『ウッカリ』さを、支配階級は秘密の笑いで、ニヤつきながら眺めている。そして着々、白い魔手を伸ばしている。」³⁴⁾

白い魔手とは何か。放送番組のすべてが、今や大衆への「反動思想の煽動宣伝のため」に駆使されている。まず、あらゆる陸海軍の演習、在郷軍人や青年団のデモンストレーション、警視庁官吏の訓話、その他の官僚、学者、資本家等の講話ニュース等は恥も外聞もない赤裸々のアジ・プロだ。「童話、浪花節、ビワ、ラヂオ・プレイ等はマスクをかぶったその最後に音楽やスポーツなどに依って大衆の注意をあらぬ方へそらし、腑抜けになった感情を具合よく自分の

方へ組織しようという魂胆である。」³⁵⁾

さらに社団法人日本放送協会は、「ラヂオ文化の恩澤(?)を薄幸な人々にも及ぼす目的」から、社会事業団体等の施設72ヶ所にラジオ受信機を取付け、聴取料をとらず、維持経費や修理一切を協会が負担し、彼らの「荒む心(?)を慰め」る予定と聞く。たとえば、その施設箇所は、救世軍希望館同努力館、日本福音ルーテル母子ホーム、東京真宗婦人会、各市の無料宿泊所や感化院、鈴木文治管理の大島友愛館などが含まれる。協会は現状の急速な普及にも満足せず、その反動的なアジ・プロ網を「最も不平不満の堆積されている箇所に向けて拡げ始めたのである」という。

村山知義によれば、今や協会は益々反動化し、たとえば「最初財閥勢力の手先として放送事業に食い込んでいた新聞社関係の人々」は今ではほとんど追い出され、通信省の勢力は益々圧倒的なものとなりつつある、とその官製化を徹底的に批批している。

通信省は、放送局を占領し、放送内容はすべてその検閲によって、停止や削除や修正を命じられる。そして、その検閲とは、「あらゆる自由主義的なもの、進歩的なものが既に『危険』である。真実の片鱗でもここでは話すことが許されていない。之に反して、帝国主義や国粹主義や資本主義やの讃美は毎日必ず組み入れられている。」³⁶⁾

政府はこうしてラジオを独占事業として、支配階級の宣伝・教育機関として活用し、「抜目のない法規と設備によって電波をガンジガラメに縛りつけている」とまさに痛烈な激しい階級的批判を展開している。この村上論文は、当時の総合雑誌上としては、久しぶりに登場したラジオの体制批判として注目される。

さて、全国放送網の完成によって、はじめ大都市中心のラジオ普及対策もやがて、農村地帯への普及と対応に力点がかけられてゆく。一方には、「郷土娯楽の衰頹に対して近代的な都市娯楽が次第に農村に拡まらんとする傾向」(昭和5年文部省社会教育局による農村娯楽実態調査)が認められ、いわば「疲弊した農村」回復のための慰安放送の普及が急務とされた。そうした放送政策の推

進に対応して、1930年代には様々な「新しき農村娯楽の建設」のためのラジオ論ないしラジオ研究の重要性が提唱された。

たとえば、文部省社会教育局の水谷徳男「農村娯楽問題と映画及びラヂオ」³⁷⁾をはじめ、松井謙吉「農村とラヂオ教育」³⁸⁾ 坪田譲治「農村とラヂオ——附・童話放送に就て」³⁹⁾ などがある。いずれも、これからの農村生活にとって調和のある、その地域性、伝統性を生かしうる放送とは何かを探ったものである。

あるいは、戸田貞三「ラヂオと文化」⁴⁰⁾ も農村地域のラジオ以後の変化に注目し、ラジオの普及が人々の生活の類似化、等質化をもたらすことの問題性を指摘し、「自分等のラヂオ」を確保するため、独自のローカル放送の併設、併存を提案している。⁴¹⁾

『調査時報』を改題した『放送』第4巻(1934年)13号は、「農村開発特集号」となっており、那須皓「農村文化とラヂオ」、永松陽一「農村更生とラヂオの使命」、渡辺保治「経済上より観たる農村の文化生活」、岡村精次「農業者とラヂオ聴取の問題」、松井謙吉「農村とラヂオ教育」、東浦庄治「農村とラヂオ・ニュース」、水谷徳男「農村とラヂオ娯楽」、鈴木栄太郎「米国農村社会学に於けるラヂオの調査研究」、杉山栄「農村におけるラヂオと新聞」、柴田勝衡「都会・農村・ラヂオ版」、小林謙三「漁撈とラヂオ」などなどである。

このうち、鈴木論文は、⁴²⁾ わが国では未だ農村文化に及ぼすラジオの影響についての実態把握は進んでいないとして、その参考資料として、アメリカ合衆国における研究の現状を報告していて注目される。合衆国は、農村に最もラジオが普及しており、かつ農村社会学の見地からのラジオ研究も大きく進展をみせていた。

ラジオの普及につれて、新しく問題化した領域は、家庭教育や青少年教育との関連である。たとえば、倉橋惣三「ラヂオと家庭教育」⁴³⁾ では、ラジオが騒がしくて、子どもの勉強の邪魔になるとか、演芸放送の中には、子どもに聴かせたくないものがある、といった「小言」があるが、肝心なことは、ラジオの聴き方、聴かせ方にある。その種のラジオ訓練は家庭訓練の基礎である。

しかも、ラジオは家庭団らんの機会を提供するのであって、ラジオは家族を

団らんさせるために、家庭ラジオとでもいうべき番組を開発する必要もあろう、という。

また、青木誠四郎「ラヂオと青少年心理」⁴⁴⁾では、発達心理学の見地から、ラジオの子ども番組への配慮の必要を次のように指摘している。

- (1) 子供の理解し易いように、できるだけ単純な事実についての説明でなければならぬ。とくに視覚的な表象を思い浮かべられる説明が好ましい。
- (2) 放送内容が、子供の生活に現れ易く、子供の生活に接近していること。
- (3) できるだけ具体的、感性的に、他の感覚的経験として、直ちに思い出しうるような言葉の使い方が望まれる。
- (4) 子供を対象として呼びかける場合には、そこに動作をよび起こす試みが必要。

「歩きました」は「ゆきました」よりは動作的だが、それよりも「足を高くあげて」とか「力をこめて音をたてて」といった動作的な言葉の方が、子供の理解をたやすくする。

つまり、「単純な内容を、子供の生活にふれて、具体的に、かつ動作的に」の4事項が「ラヂオが生き生きと子供の意識にのぼってゆく一つの道」だと指摘している。

ただし、青木は、ラジオのいわゆる「音の過剰」現象が青少年に「刺戟の過剰」を来し易いおそれについて、たとえば「種々の刺戟によって、心の落つきを失い易くなり」、そのために学業成績が低下するとか、ある種の放送の聴取に熱中する危険はないか、今後それら悪影響の実態調査の必要性を提案している。

ラジオ放送のあるべき姿について、新明正道も積極的に発言している。たとえば、「ラヂオ批判の考察」⁴⁵⁾ (1935年)、「国民文化と放送の首 導性」⁴⁶⁾ (1936年)、「慰安放送の娯楽性と倫理性」⁴⁷⁾ (1936年)、などである。

ただし、新明の「ラヂオ批判」の意は、ラジオ番組に対する注文というレベルの問題であり、国民文化における放送の主導性とは、要するに大衆の要求にべったり従うのではなく、その大衆的な放送そのものの質的向上が重要だとい

う一般的指摘にとどまっている。

たとえば、「慰安放送の娯楽性を所謂娯楽本位ではなく、芸術性と結びつけて考えてゆくことが必要である。大衆は大衆として尊重すべきであるが、ラジオ文化はともすると数に圧され易いから、特にその芸術性を犠牲にしないように努力することが肝腎となるのである」⁴⁸⁾ という主張に要約されよう。娯楽番組の倫理性の問題も、芸術性の高さまで行きつけば、反倫理性とみえる事柄も浄化される、というのである。

こうしたやや観念的なラジオ論に対して、『中央公論』1935年9月号は「ラジオの反動化を難ず」という小特集を組み、その中で、長谷川如是閑「ラジオと統制時代」、清澤冽「放送の右翼化」、廣津和郎「ラジオ雑感」、吉本明光「ラジオは柳川鍋だ」などを載せている。ラジオ批判にふさわしいラジオ論特集の戦前最後のものとして記録に価しよう。これ以後、第2次大戦の敗戦に至るまで正面切ったラジオ批判は長谷川如是閑「ラジオ文化の根本問題」⁴⁹⁾ など、わずかな例外を除いて、全く姿を消した、といってよい。

長谷川如是閑は、ラジオは意識の統制の道具としては、印刷物の到底もち得ぬ有利な条件をもっている、という。つまり、内容に対する統制が、印刷物よりは一層厳格に徹底し得ることである。

ラジオの統制の態度には、「目的説」と「方法説」のふたつある。目的説とは、ラジオは一定の目的によって使用さるべき道具であるという説で、方法説とは、ラジオは単なる機械として、いかなる目的にも使用される自由を与えられるべきものである、というのである。アメリカ合衆国は方法説によっているようだが、どこでも極端な方法説をとっているところはないようだ。

問題は、目的をどう規定するかということにある。ラジオは主として政治目的によって統制される傾きをもつ。しかし、政治目的の上からいえば、「独裁政治の国でなく、議会制度の国である限り、ラジオは議会の演壇と同じく、国民をして、現に在る政治意識の公平な理解を与える機関であらねばならぬ。」その点、英国政府がBBCの会長に前下院議長を就任させたことは、英国風の「誠に面白い」やり方である、という。

いわば、ラジオは「レーセ・フェール時代の機関であるよりは、統制時代の機関」であるという意味において、ラジオは新聞紙とややその作用を異にする。

「新聞紙も統制時代に於ては、新聞本来の性質たる対立意識の表現という機能は減退し、統制に重要な役割をつとめるものとなるが、それでも新聞は、種々なる立場の表現である性質を多少とも発揮していないものはない。統一的支配下に置かれたラジオはどうしても、その意味の新聞紙の役目をもつことは出来ない。」⁵⁰⁾ (引用者註：引用は現代表記に改めた)

長谷川は非常に注意深い表現で「統一的支配下」に置かれたラジオの問題性を、「相対立している立場の双方に、機会均等を与え」ている英国の場合との比較を通して、その政治目的の不公平、言論・表現の不自由の現状を鋭く告発している。新聞も「新聞本来の性質たる対立意識の表現という機能は減退し、統制に重要な役割をつとめるものとなるが」と、新聞へも批判の眼を向けているが、ラジオはいっそう悲惨である、として、新聞紙は決してラジオの為に重大な圧迫を受けるものとは考えられない、という。

ラジオの普及は、刺戟を早く与えるという独自の機能で、一般の間にニュース欲を増長させ、今までより一層の新聞への要求を生ずるであろう、とみている。

清澤論文は、ニュース報道をめぐる新聞社対放送局の確執をめぐって、両者の利害争奪戦を皮肉に批判している。つまり、ラジオが今日のように急激な発展をみたのは新聞の宣伝のおかげであり、逆に「読売新聞や都新聞が社勢を盛りかえたのは、何の力であるよりも多く、ラヂオ版によってである。」⁵¹⁾

しかも、日本のあらゆる「大小新聞」が依然として、毎日そのページをさいて、「全く同じ内容、同じ体裁のラヂオ記事」を盛っている。この各社の記事は、ラジオ商売の立派な広告である。これは、ラジオが「止まるところのないほどに横暴なる新聞——自己の商売敵きに対してすらも、無料広告を強制しうるほどに強力になった証拠だ」という。

その放送局には、東京の中央局から地方の支部まで全部、天下りの古手役人を配置し、その放送ぶりは「甚しく官吏的イデオロギーに彩られ」、講演放送でも役人と「肩書き」が横行している。官僚化、右翼化の進行である。清澤によれば、「強力なる国境突破者」であるラジオの出現に、世界国民の視野は広がるであろうと期待された。しかし事實は反対に、各国の「国粹的自国讚美主義者」はラジオの威力を知って、それを支配下におくことに成功したのである。「世界を通して、また特に日本において現在のような反動的空氣に満ちているのは、ラヂオの偏狭な、一方的注入が世人をして考ふることを忘れしめた事實をも考慮に入れなくて理解することは困難であろう。」⁵²⁾

「国境突破者」であるラジオの出現が、国際化、非国粹化ではなく、むしろ国家意識や国粹主義を育成したという指摘は、まさに文明の皮肉な現象である。かくてラジオは、今や国内の統治部門が国民を利用する宣伝機関となっており、日本における精神統一は、ラジオによって始めて完成することになったのだ。

「国民大衆が種々なる社会現象と、国際関係をラヂオによって解説され、それに対して些少の疑いすらいだきえないに至っては、それが国家のために極めて危険であるのは申すまでもない。」⁵³⁾

今や、軍縮問題に対する批判は無論、「平凡なる自由主義者」もマイクの前に立つことを拒まれている。それでなくてもその傾向のある日本国民は、「益々単線的になり、自国陶醉に陥り、野郎自大になり、封建心理の所有者に引づられ、その結果、国家的行動も奇矯になり、好んで孤立に陥」っている、と鋭く分析している。

廣津和郎「ラヂオ雑感」は、そうした風潮や統制の深化に対して、ややしらけたひらき直った姿勢を示している。つまり、御用機関であるラジオは、時の「権威者」「権力者」によって利用されるように大体出来ているとみるのが、当然の話だとして、次のように述べる。

「過去の時代に於いて、ラジオが何か進歩的な役割を持っていたなら兎に角、そして又放送局が進歩的思想を確固と保持し、それを脅かす権力に対して、飽くまで抗らう思想団体でもあるなら兎も角、半官半民的のこの財団法人の成立ちから考えたって、今更これが反動化したなどと騒ぎ立てるのは滑稽な話だし、放送局に進歩的役割を、今のこの情勢の中で注文するというのは、注文する方が無理である。」⁵⁴⁾

ラジオというものは、大体そんなものなのであり、今更ラジオ攻撃をしてみたところで、どうにもなるものではない。(自由を標榜する新聞雑誌の最近のファッション化を見よ。)多くの知識人はそうつぶやきつつ沈黙の生活を余儀なくされてゆくが、「しかし時代が日露戦争時代に逆戻りしたかと思われるような、剣舞——いや詩吟の夕といったような、肩をいからし、腕をまくし上げたような、勇絶壮絶の精神を、何時までも立てつづけに聞かされるような、そんな時代錯誤」⁵⁵⁾のラジオ番組はご免である。

「ああいう詩吟を何時までも忍耐しなければならないという事だけから考えても、なるほど、ファッションは恐ろしいものである。」⁵⁶⁾(註：引用はすべて現代表記に改めた)

廣津は、かつては(初期のラジオでは)、「あの耳をつんざく」ガーガー声にラジオを呪ったが、音声が明澄になった今では、この時代錯誤のイデオロギーの強制に対して、恐ろしさといらだちを表明している。

この『中央公論』小特集以降、ラジオをめぐる論議はほとんどみられず、あるいは、ラジオ番組の雄叫び調にかき消されて、やがて敗戦へと向うのである。

注

- 1) 社団法人・大阪放送局(JOBK)もその年5月、高麗橋三越支店屋上より試験放送を開始し、6月より仮放送開始となった。日本の放送は、JOAK、BK、及びJOCK(社団法人・名古屋放送局)の三局によって1925年に出発している。三局合同により、社団法人・日本放送協会(旧NHK)が設立されたのは1926(昭和元)年8月のことである。
- 2) その一部は既により下記の論文として発表した。津金沢聡広「ラジオのもたらした社会

- 的波紋」祖父江孝男・杉田繁治編『暮らしの美意識』ドメス出版、1984年。なお、上記論文とはほぼ同様な視角から、ラジオ草創期の受け手の動向や番組嗜好等の分析を行った主要文献として、下記のものが重要である。
- 山本透、小田原敏、伊藤正徳「草創期の『ラヂオ気分』——東京朝日新聞の記事から——」『コミュニケーション研究』第14号、上智大学コミュニケーション学会、1984年。竹山昭子「放送——『政府之ヲ管掌ス』——」南博、社会心理学研究所『昭和文庫・1925—1945』勁草書房、1987年。竹山昭子「昭和初期ラジオ普及過程の聴取者」〔Ⅰ〕～〔Ⅲ〕『立正大学短期大学部紀要』第14、15号（1984年）第18号（1986年）。林進「放送制度と放送意識(2)」『埼玉大学紀要・教養学部第23巻』1987年。
- 3) 後藤和彦「日本における放送研究の展開——放送開始時から日中戦争まで——」『NHK 放送文化研究所年報・8』1963年、及び藤竹暁『文化と行動』（今日の社会心理学5）培風館、1963年、参照。
 - 4) 内川芳美「解題」「資料解説」『マス・メディア統制(一)』（現代史資料40）みすず書房、1973年。
 - 5) 同上、xiページより引用。
 - 6) 内川芳美編『マス・メディア統制(一)』（前掲書）参照。
 - 7) 高木教典・福田喜三「日本ファシズム形成期のマス・メディア統制(二)——マス・メディア組織化の実態とマス・メディア——」『思想』1961年11月号。
 - 8) 同上、参照。
 - 9) NHK 編『日本放送史』NHK、1951年、418ページ。
 - 10) 高木教典・福田喜三「前掲論文」。
 - 11) NHK 編『放送五十年史』日本放送出版協会、1977年、75～76ページ。
 - 12) 同上、76～78ページ参照。
 - 13) 日本放送協会『調査時報』第3巻20号、より引用。
 - 14) この内閣情報委員会が、さらに「内閣情報部」へと改組強化されたのは、1937年9月であり、その後これは、1940（昭和15）年12月、第二次近衛内閣のもとで発足した「内閣情報局」へと拡大強化されていった。この間の問題については、以下の文献を参照。
内川芳美編・解説『前掲書』。
高木教典・福田喜三「前掲論文」。
内川芳美・香内三郎「日本ファシズム形成期のマス・メディア統制(一)」『思想』1961年7月号。
香内三郎「情報局の機構とその変容」『文学』1961年5月号。
 - 15) 久米正雄「空中法悦」『女性』プラトン社、1925年5月号。
 - 16) 杉村広太郎「ラヂオと新聞紙」『女性』1925年5月号。
 - 17) 水島爾保布「ラヂオを嗤ふ」『女性』1925年5月号。
 - 18) 山田耕作「ラヂオ放送雑感」『女性』1925年5月号。
 - 19) 津金沢聡広「前掲論文」参照。
 - 20) NHK 編『日本放送史』NHK、1951年、135～136ページ参照。
 - 21) 室伏高信「ラヂオ文明の原理」『改造』1925年7月号。
 - 22) 加藤秀俊「交通・通信網の発達——世界における同時性——」『思想』1976年6月号。
 - 23) 金沢覚太郎編著『放送文化小史・年表』岩崎放送出版社、1966年、14ページ。
 - 24) 黒田勇「時間と身体近代化——ラジオ体操めぐって——」京都大学新聞社編『口笛と軍靴——天皇制ファシズムの相貌——』社会評論社、1985年。
竹山昭子「昭和初期ラジオ普及過程の聴取者〔Ⅲ〕——放送と生活文化——」『立正

- 大学短期大学部紀要』第18号、1986年。
- 25) 加藤秀俊「前掲論文」。
 - 26) 石島治志「ラジオ社会学私稿」1～3、『調査時報』第2巻(1932年)3、4、6号。
 - 27) 同上論文。
 - 28) 同上。
 - 29) 小山栄三「ラジオの特異性と社会的機構」(一)～(三)『調査時報』第2巻(1932年)6～8号。なお、小山はラジオと新聞とのメディア比較論をその後論及している。その点については、小山栄三「集团的報知機関としてのラジオ・新聞」(一)～(三)『調査時報』第3巻(1933年)6～8号参照。
 - 30) 同上論文。
 - 31) 同上。
 - 32) 松本潤一郎「ラジオ的交通」『計査時報』第2巻(1932年)10号。
 - 33) 同「——社会学的観点よりする——放送事業とその将来」『調査時報』第3巻(1933年)7号。
 - 34) 村上知義「ラジオ戦術——時代探訪(3)——」『中央公論』1931年6月号。
 - 35) 同上論文。
 - 36) 同上。
 - 37) 水谷徳男「農村娯楽問題と映画及びラジオ」(上)(中)(下)『調査時報』第3巻(1933年)12～14号。
 - 38) 松井謙吉「農村とラジオ教育」『調査時報』第3巻(1933年)18号。
 - 39) 坪田譲治「農村とラジオ——附・童話放送に就て」『調査時報』第3巻19号。
 - 40) 戸田貞三「ラジオと文化」『調査時報』第4巻(1934年)1号。
 - 41) 放送におけるローカル性、郷土性については『放送』第5巻(1935年)11号が特集を組んでいる。
 - 42) 鈴木栄太郎「米国農村社会学に於けるラジオの調査研究」『放送』第4巻(1934年)13号。
 - 43) 倉橋惣三「ラジオと家庭教育」『調査時報』第4巻(1934年)3号。
 - 44) 青木誠四郎「ラジオと青少年心理」『放送』第4巻(1934年)7号。
 - 45) 新明正道「ラジオ批判の考察」『放送』第5巻(1935年)7号。
 - 46) 同「国民文化と放送の首導性」『放送』第6巻(1936年)1号。
 - 47) 同「慰安放送の娯楽性と倫理」『放送』第6巻10号。
 - 48) 同上論文。
 - 49) 長谷川如是閑「ラジオ文化の根本問題」『中央公論』1936年9月号(『長谷川如是閑集』〈第6巻〉岩波書店、1990年、に再録)。
 - 50) 長谷川如是閑「ラジオと統制時代」『中央公論』1935年9月号。
 - 51) 清澤冽「放送の右翼化」『中央公論』1935年9月号。なお、1925(大正14)年11月に読売新聞がラジオ版を創設以来、主要新聞が次々とラジオ欄を新設している。
 - 52) 同上論文。
 - 53) 同上。
 - 54) 廣津和郎「ラジオ雑感」『中央公論』1935年9月号。
 - 55) 同上論文。
 - 56) 同上。